平成２８年（フ）第１４２号
徳島県吉野川市川島町**乗**村2440番地11、旧住所徳島県吉野川市鴨島町飯尾550番地５
債務者　安田　直樹（旧姓藤田）
１　決定年月日時　平成28年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５９号
徳島県徳島市安宅３丁目６番37―402号　渭東レジデンス、旧住所徳島県徳島市川内町沖島422番地の１
債務者　樫地　盛幸
１　決定年月日時　平成28年10月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１６０号
徳島県徳島市安宅３丁目６番37―402号　渭東レジデンス、旧住所徳島県徳島市川内町沖島422番地の１
債務者　樫地　美惠
１　決定年月日時　平成28年10月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８０号
福岡県飯塚市川津432番地１　アーバン川津113号
債務者　畠山　常子
１　決定年月日時　平成28年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第２８６号
大分市明野北２丁目１番３―854号（県営６）
債務者　杉﨑　哲雄
１　決定年月日時　平成28年10月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１２７号
宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末8885番地
債務者　金丸　典子
１　決定年月日時　平成28年10月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第１３０号
宮崎県日向市高砂町112番地１
債務者　一政　裕史
１　決定年月日時　平成28年10月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第１３２号
宮崎県東臼杵郡門川町大字加草1657番地１
債務者　緒方　宏光
１　決定年月日時　平成28年10月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第１０９号
福島県郡山市熱海町熱海１丁目128番地
債務者　津村勇喜浩
１　決定年月日時　平成28年10月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第１５０号
兵庫県伊丹市大鹿３丁目27番地　庄栄マンション105号
債務者　**片**桐　明美
１　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１５１号
兵庫県伊丹市大鹿３丁目27番地　庄栄マンション105号
債務者　**片**桐　和美
１　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１５２号
兵庫県伊丹市大鹿３丁目27番地　庄栄マンション105号
債務者　**片**桐ひとみ
１　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１７５号
兵庫県伊丹市御願塚５丁目５番13号　上田文化
債務者　村田　忠久
１　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第４３１号
千葉県柏市宿連寺392番地22
債務者　林　　信幸
１　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４７９号
千葉県我孫子市つくし野７丁目７番19号２Ｆ　フォースティルヴィラ
債務者　櫻井麻由美
１　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４９９号
千葉県柏市豊四季台４丁目１番75―309号
債務者　末永　崇士
１　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５２０号
千葉県我孫子市寿２丁目25番30―203号　大**塚**マンション
債務者　鹿島ジャクリーンバスコこと　カシマ　ジャクリーン　バスコ
１　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部